

5 造林者の取り扱い

(1) 苗木の点検

ア 森林組合から送られてきた苗木は、樹種別・規格別本数を確認し、送付書とも照合する。

イ 苗木がムレていないか、根が乾いていないかを確認する。

ウ 樹種・規格・本数の相違及び規格外や不良苗（外傷・病虫害・奇形・二又・根の不良）等が混入している場合は、直ちに森林組合に連絡して取り替え措置をしてもらう。

エ 送付書等は大切に保管しておくこと。

(2) 仮植

苗木を受け取ってから造林地に植え付けが終わるまでは、短期間といえども苗木を弱らせないため仮植をすることが必要である。

ア 水仮植

弱った苗木は活力を回復させるためスギ3～4日、ヒノキ1日を限度にして水仮植をする。

水仮植の要領

流れている清水につけること。

（停滞している水はサンソが少ないため苗木を弱らせる）

束のまま根部だけ水中に浸すこと。

スギは管理がよければ、土仮植のかわりに1ヶ月程度でも差支えない。

イ 土仮植

(ア) 植付け期間が2～3日間で終る場合、スギは小束のまま仮植してもよいが、ヒノキは束をとり1本ならべて仮植する。

(イ) 植付け期間が長くなるときは1本ならべとする。

(ウ) 仮植地は、水はけの良い所を選び、あらかじめ土をよく砕いておく。
水田では特に水はけに注意する。

(エ) 仮植は溝に並べて土をかけ、足で十分に踏つけ、もう一度土をかける。

また、乾燥が続くときは適宜かん水をする。

(オ) 水仮植した苗木は、根の土が洗い流されているので泥付けをして仮植する。(泥付けの要領は7頁を参照のこと)

(カ) 長すぎる根がある場合は、15～25cm程度に切りつめておく。

(表)

配布事業者表示票

苗木の樹種

苗木に係る種穂の採取の場所

指定採取源である場合はその樹種及び指定番号

苗木の育成の場所

苗木の年齢

苗木の数量

7 cm

← 2 cm → ← 11 cm →

(裏)

配布事業者の氏名又は名称及び住所

生産事業者の氏名又は名称及び住所

生産者の出荷月日

森林組合が生産者から受け取った月日

7 cm

← 2 cm → ← 11 cm →

(この表示票は森林組合から必ず受取り、大切に保管しておくこと)

苗木は自分でたしかめて

